

平成24年4月1日

芦屋市都市環境部建築指導課

地盤面設定における「土」を入れることが可能な部分」の運用について

建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面の設定の方法について定めた芦屋市の取り扱い基準における「土」を入れることが可能な部分」は、表面だけ等では不可とし、十分な深さを要しているものでなければ認めない。